令和４年度事業報告書

令和４年８月１日から令和５年７月３１日まで

法人名　ＮＰＯ法人はあとめいど

１　事業の成果

本年度は設立３年目となった。
以下の事業内容のうち，主軸である児童自立生活援助事業の運営の基盤づくりに尽力した。
入居者，職員ともにコロナウィルスに感染する状況もある中での運営となったが、職員のやりがいや意識の向上も積み上げることができたことで、離職者は一人もなかった。
事業運営を継続するためのしくみづくり，就労環境の整備，財務状況の安定を図ることができた。
第二種社会福祉事業である同事業を人員不足の中でも今年度も持続することができた。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事 業 名 （定款に記載した事業名）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 （単位:千円）
① 児童自立生活援助事業 （自立援助ホーム）	児童福祉法第６条の３第１項に基づき，義務教育を終えた１５歳から２０歳未満で児童養護施設等を退所した子どもが共同の住居に入居し，就学、就労の支援，日々の生活の支援を通した自立にむけての援助を行った。	(A) 令和４年８月１日～令和５年７月３１日 (B) 広島市南区 (C) ９名	(D) １５歳～２０歳の女子 (E) こよりハウス（入居者）７人	21,623
② 施設退所児童等アフターケア事業	退所者への定期的な支援を通じてアフターケアの大切さを感じる中で，支援拠点の設置に向けて話し合いを重ねた。社会的養護を離れた人やこれまでにつながりがなかった人，今も不安を持ちながら過ごす人たちが安心して，いつでも，だれでも相談等	県・市委託事業の公募はなかったが，現在当法人の自主事業として相談支援拠点の設置を進めている。	(F) １５歳～２５歳の児童・若年者 (G) 継続・相談支援の対象者これまで５人	0

	の個別援助を受けることができる拠点を次年度の早期につくることにした。			
③ 児童家庭支援センターを運営する事業	児童虐待，不登校，ひきこもり，発達障害の特性を持ち支援を必要とする児童に対する専門的な相談援助のもと，早期発見，早期対応を行うことで支援拠点（市町)、児童相談所と連携して地域レベルでの支援を継続する事業を行うことを目標としている。	広島市児童家庭支援センター設置の公募により，令和４年１０月に応募したが公選とならなかった。 公募の予定はないが、県内での公募があれば積極的に準備し応募する。		0
④ 子どもをとりまく社会課題に取り組む事業	家庭機能の弱体化や社会経済情勢が悪化し，相対的貧困の高まりが危惧される環境下，保健センター指導のもとこども食堂（朝食・休日の昼食）の運営を通して子どもの健全な食生活、食育の普及に継続して取り組むことを目標としている。	実施には至っていない。		0
⑤ 未成年後見人を受任する事業	児童相談所長等の申立てにより，家庭裁判所の審判を受けて未成年者の親権者となり，身上の支援，監護，財産の管理を行うことで未成年者の権利擁護に取り組むことを目標としている。	実施には至っていない。		0

(2)　その他の事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)

（備考）

１　２は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

２　２(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。